

第10回 定時株主総会 招集ご通知

日時 令和2年(2020年)6月24日(水曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

場所 東京都江東区豊洲五丁目6番36号
株式会社ミライト・ホールディングス
7階会議室

(末尾に記載の株主総会会場ご案内図を
ご参照ください)

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件



郵送またはインターネットによる
議決権行使期限

令和2年(2020年)6月23日(火曜日)
午後5時30分まで
(詳細は5~7頁をご参照ください)

株式会社 ミライト・ホールディングス

証券コード 1417



- 株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止にご配慮いただき、事前の議決権行使(郵送またはインターネット)をご利用いただいたうえ、株主総会へのご出席を控えていただきますようお願い申し上げます。
- 検温により発熱症状等がみられる場合には、株主総会会場へのご入場をお断りすることがございますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- 本年より、株主総会ご出席株主様へのお土産および株主総会終了後の株主懇談会のご用意はございません。何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。



ごあいさつ

株主の皆様には、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第10回定時株主総会を6月24日に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

株主の皆様におかれましては、変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年(2020年)6月8日

代表取締役社長 **鈴木 正俊**

経営の基本理念

1

情報通信を核とし、常に新しい価値を創造する「総合エンジニアリング&サービス会社」として、
お客様から最高の満足と信頼を得られる日本のリーディングカンパニーを目指します。

2

安全と品質を大切に、最高のサービスを提供することによって
豊かで快適な社会の実現に寄与します。

3

企業の社会的責任を果たし、常に人間を尊重する企業として、
人や社会と共存共栄する企業であり続けます。



第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご返送いただくか、インターネットウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) よりご行使いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができますので、2020年6月23日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	令和2年(2020年)6月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所	東京都江東区豊洲五丁目6番36号 株式会社ミライト・ホールディングス 7階会議室 (末尾に記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください)
3. 目的事項	
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 第10期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および 監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第10期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件
決議事項	
第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	取締役10名選任の件
第3号議案	監査役2名選任の件

4. 招集に当たっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として委任する場合には限られます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
- (2) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (3) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

5. インターネットによる開示について

下記の事項につきまして、法令及び当社定款の定めにより、当社ウェブサイト (<https://www.mirait.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

- ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

従いまして、監査役及び会計監査人が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載の事項となります。

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の内容を当社ウェブサイト (<https://www.mirait.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。
 - ◎当日会場では空調や照明などの節電を実施させていただく予定としております。ご不便、ご迷惑をおかけすることになりますが、ご了承くださいようお願い申し上げます。また、当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただく予定としておりますので、株主の皆様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

【新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応等について】

- ◎ 株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止にご配慮いただき、事前の議決権行使（郵送またはインターネット）をご利用いただいたうえ、株主総会へのご出席を控えていただきますようお願い申し上げます。
また、株主総会にご出席される株主様におかれましても、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をご確認いただき、マスク着用のうえ、ご来場くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会会場において、新型コロナウイルス感染拡大防止のための措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。
- ◎ 当社の役員およびスタッフはマスク着用にて対応させていただく場合がございます。
- ◎ 検温により発熱症状等がみられる場合には、株主総会会場へのご入場をお断りすることがございますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 座席間隔を広くするため、例年よりも座席数が減少いたします。
- ◎ 株主総会の議事は、例年より時間を短縮して行う予定です。
- ◎ 本年より、株主総会ご出席株主様へのお土産および株主総会終了後の株主懇談会のご用意はございません。何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.mirait.co.jp/>) にてお知らせいたします。

議決権行使方法についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類（8ページ～23ページ）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時：2020年6月24日（水曜日）午前10時

場所：東京都江東区豊洲五丁目6番36号 株式会社ミライト・ホールディングス7階会議室

株主総会にご出席されない場合



郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限：2020年6月23日（火曜日）午後5時30分到着分まで

こちらを切り取って
ご返送ください

議決権行使書		議案に対する賛否	
〇〇〇株式会社 御中	議決権の数	第○号	賛 否
株主総会日		第○号	賛 否
		第○号	賛 否

※以上と同封の定款株主総会（株主総会または株主の請求を以て）の議案につき、右記（賛否を以て表す）のとおりに議決権を行使いたします。
年 月 日

（ご印刷）
当社は、議決権行使書用紙の裏面に記載の事項に基づき、議決権行使の権利を行使いたします。議決権行使書用紙の裏面に記載の事項を必ずご確認ください。

〇〇〇株式会社



インターネットによる議決権行使に必要なログインIDと仮パスワードが記載されています



インターネットによる議決権行使

次ページの画面の案内にしたがって、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限：2020年6月23日（火曜日）午後5時30分まで



インターネットによる議決権行使

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。

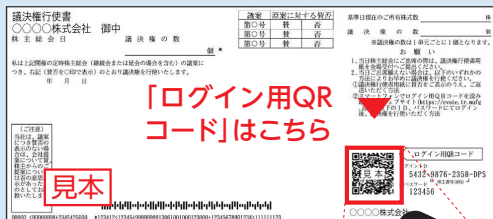
行使期限：2020年6月23日（火曜日）午後5時30分まで



スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。

議決権行使書用紙の副票(右側)



同封の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ることで、ログインいただけます。

ログイン後は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

⚠️ 上記方法での議決権行使は1回に限ります。

2回目以降のログインの際は…
右のご案内に従ってログインしてください。

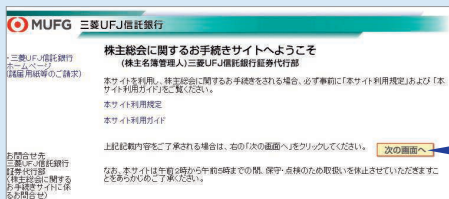


ログインID・仮パスワードを入力する方法

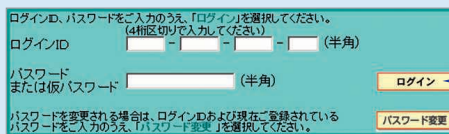
議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>



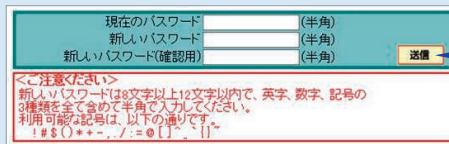
1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



2 お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



3 「現在のパスワード」と「新しいパスワード」、 「新しいパスワード(確認用)」を入力



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。


株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

ご注意事項

- (1) 郵送とインターネットにより、議決権を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- (2) インターネットによって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- (3) インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- (4) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。
- (5) 次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンまたはスマートフォンから議決権行使サイトでお手続きください。(携帯電話のメールアドレスを指定することはできません。)

システム等に関するお問い合わせ(ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行(株) 証券代行部

 0120-173-027 (通話料無料)

受付時間：午前9時から午後9時まで

株主総会参考書類

議案および参考事項

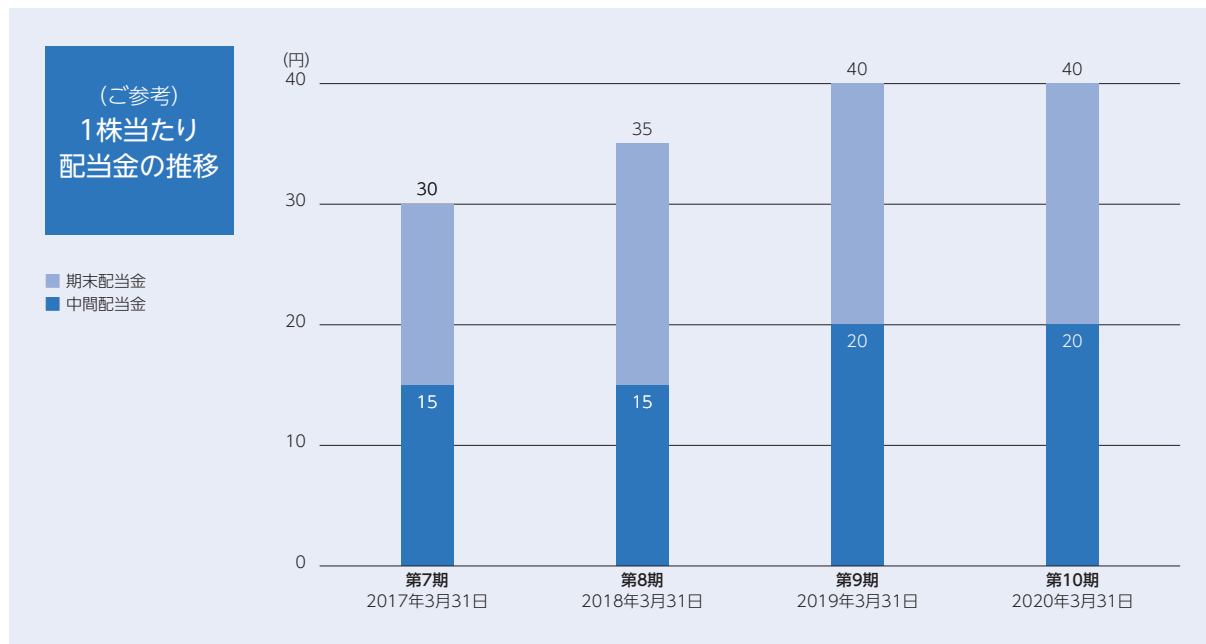
第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、業績や配当性向などにも配慮しつつ、安定的・継続的に配当を行うことを基本方針としております。また、内部留保資金は、今後の財務体質の強化と企業価値を高めるための事業展開に活用することとしております。

このような方針のもと、剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。これにより中間配当金1株当たり20円を含めた年間配当金は1株当たり40円となります。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類	金銭
② 配当財産の割当に関する事項 およびその総額	当社普通株式1株当たり 20円 総額 2,156,914,780円
③ 剰余金の配当が効力を生じる日	2020年6月25日



第2号議案 取締役10名選任の件

取締役11名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の地位	出席回数／取締役会
1	すずき まさとし 鈴木 正俊	再任	代表取締役	17回／17回 (100%)
2	なかやま としき 中山 俊樹	再任	代表取締役	16回／17回 (94%)
3	やまもと やすひろ 山本 康裕	再任	取締役	17回／17回 (100%)
4	とおたけ やすし 遠竹 泰	再任	取締役	13回／13回 (100%)
5	つかもと まさかず 塚本 雅一	再任	取締役	13回／13回 (100%)
6	あおやま こうじ 青山 幸二	新任	—	—
7	ひらばら としゆき 平原 敏行	再任	取締役	13回／13回 (100%)
8	いがらし かつひこ 五十嵐 克彦	新任	—	—
9	ばば ちはる 馬場 千晴	再任	社外 独立	取締役 17回／17回 (100%)
10	やまもと まゆみ 山本 眞弓	新任	社外 独立	—



再任

生年月日

昭和26年10月30日生
(1951年)

所有する当社株式の数

40,767株

取締役会への出席状況

17回/17回 (100%)

候補者
番号

1

すずき まさとし
鈴木 正俊

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 平成 14年 (2002) 7月 東日本電信電話株式会社宮城支店長
- 平成 16年 (2004) 6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
(現 株式会社NTTドコモ) 取締役広報部長
- 平成 19年 (2007) 6月 同社取締役常務執行役員人事育成部長
- 平成 20年 (2008) 6月 同社代表取締役副社長国際事業本部長
- 平成 20年 (2008) 7月 同社代表取締役副社長国際、コーポレート担当
- 平成 24年 (2012) 6月 当社代表取締役副社長
大明株式会社 (現 株式会社ミライト)
代表取締役副社長
- 平成 24年 (2012) 10月 当社代表取締役社長 (現在)
株式会社ミライト代表取締役社長
- 平成 30年 (2018) 6月 株式会社ミライト代表取締役会長
- 令和 元年 (2019) 6月 同社取締役会長 (現在)

候補者とした理由

鈴木正俊氏は、通信業界における豊富な経営経験をもとに、当社代表取締役社長としてグループ全体の経営を統括する立場で、企業価値向上に向けて指揮し、強いリーダーシップを発揮して経営改革を推進してきました。この度、代表取締役社長を退任する予定ですが、グループの持続的な企業価値向上に向け長年にわたる経営経験を活かすため、引き続き取締役候補者としております。

候補者に関する特記事項

- ・ 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



再任

生年月日

昭和33年1月29日生
(1958年)

所有する当社株式の数

9,446株

取締役会への出席状況

16回/17回 (94%)

候補者
番号

2

な か や ま と し き
中山 俊樹

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 平成 23年 (2011) 6月 日本電信電話株式会社新ビジネス推進室長
平成 24年 (2012) 6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ (現 株式会社NTTドコモ)
執行役員フロンティアサービス部長
平成 25年 (2013) 7月 同社執行役員ライフサポートビジネス推進部長
平成 26年 (2014) 6月 同社取締役常務執行役員スマートライフビジネス本部長
兼 ライフサポートビジネス推進部長
平成 27年 (2015) 6月 同社取締役常務執行役員スマートライフビジネス本部長
平成 28年 (2016) 6月 同社代表取締役副社長
平成 30年 (2018) 6月 当社代表取締役副社長 (現在)
株式会社ミライト代表取締役社長 (現在)

重要な兼職の状況

株式会社ミライト代表取締役社長

候補者とした理由

中山俊樹氏は、通信業界における豊富な経営経験をもとに、当社代表取締役副社長および株式会社ミライトの代表取締役社長としてグループ全体の経営を統括する立場で、企業価値向上に向けて指揮し、強いリーダーシップを発揮して経営改革や新ビジネス開拓を推進しております。この度、鈴木正俊氏の後任の代表取締役社長に就任予定であり、グループの持続的な企業価値向上を目指すためには当社にふさわしい人材であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者に関する特記事項

- ・ 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



再任

生年月日

昭和34年1月9日生
(1959年)

所有する当社株式の数

7,191株

取締役会への出席状況

17回/17回 (100%)

候補者
番号

3

やまもと やすひろ
山本 康裕

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 平成14年(2002)7月 日本電信電話株式会社第五部門担当部長
 平成20年(2008)8月 東日本電信電話株式会社北海道支店長
 平成23年(2011)6月 同社ビジネス&オフィス事業推進本部ビジネス営業部長
 平成24年(2012)6月 同社取締役ビジネス&オフィス事業推進本部副本部長
 兼 同ビジネス営業部長
 平成25年(2013)7月 同社取締役ビジネス&オフィス営業推進本部副本部長
 兼 同ビジネス営業部長
 平成28年(2016)6月 当社取締役常務執行役員総務人事部長
 兼 エムズ・ブレインセンタ総務人事サポート部長 (現在)

候補者とした理由

山本康裕氏は、総務・人事分野の責任者としてグループ全体の総務・人事戦略を統括する立場で、総務・人事分野の改革を推進し、経営基盤の強化に貢献しております。当社は、同氏の人格・見識および経営能力が優れていることから、持続的な企業価値向上を目指すためには当社にふさわしい人材であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者に関する特記事項

- ・ 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- ・ 同氏は、令和2年(2020年)6月18日に開催予定の株式会社ミライトの定時株主総会において、同社の取締役に就任する予定であります。



再任

生年月日

昭和36年6月29日生
(1961年)

所有する当社株式の数

2,851株

取締役会への出席状況

13回/13回 (100%)

候補者
番号

4

と お た け や す し
遠竹 泰

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 平成21年(2009)6月 西日本電信電話株式会社鹿児島支店長
平成24年(2012)7月 株式会社NTTホームテクノ
(現 株式会社NTTフィールドテクノ) 代表取締役社長
平成26年(2014)6月 西日本電信電話株式会社取締役
設備本部サービスマネジメント部長
平成29年(2017)6月 同社取締役設備本部ネットワーク部長
平成30年(2018)6月 同社常務取締役設備本部ネットワーク部長
令和元年(2019)6月 当社取締役常務執行役員新ビジネス推進室長(現在)
株式会社ミライト取締役(現在)
株式会社ミライト・テクノロジー取締役
令和2年(2020)4月 株式会社ミライト・テクノロジー取締役
新アクセス事業推進本部長(現在)

候補者とした理由

遠竹泰氏は、通信業界における豊富な経営経験や電気通信設備関連分野での幅広い見識と経験をもとに、当社、株式会社ミライトおよび株式会社ミライト・テクノロジー取締役として、グループ全体の事業拡大・体制強化に貢献しております。当社は、同氏の人格・見識および経営能力が優れていることから、持続的な企業価値向上を目指すためには当社にふさわしい人材であると判断し、引き続き取締役候補者としております。なお、グループとして一体的な事業運営の推進を図るため、株式会社ミライト・テクノロジーの代表取締役社長を兼任する予定です。

候補者に関する特記事項

- ・ 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- ・ 同氏は、令和2年(2020年)6月18日に開催予定の株式会社ミライトの定時株主総会において、同社の取締役を退任する予定であります。



再任

生年月日

昭和35年1月6日生
(1960年)

所有する当社株式の数

2,801株

取締役会への出席状況

13回/13回 (100%)

候補者に関する特記事項

- ・ 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者
番号

5

つかもと まさかず
塚本 雅一

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成20年(2008)6月 エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社財務部長
 平成22年(2010)7月 日本電信電話株式会社監査役室長
 平成25年(2013)6月 NTTファイナンス株式会社取締役関西支店長
 平成29年(2017)6月 同社取締役リース事業本部営業本部長
 令和元年(2019)6月 当社取締役常務執行役員財務部長
 兼 エムズ・ブレインセンタ所長
 兼 同財務サポート部長(現在)

候補者とした理由

塚本雅一氏は、財務分野の責任者としてグループ全体の財務戦略を統括する立場で、グループの財務体質の改善・強化、キャッシュマネジメントなどを担い、経営基盤の強化に貢献しております。当社は、同氏の人格・見識および経営能力が優れていることから、持続的な企業価値向上を目指すためには当社にふさわしい人材であると判断し、引き続き取締役候補者としております。



候補者
番号

6

あおやま こうじ
青山 幸二

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 平成 12年 (2000) 4月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
人事担当部長
- 平成 12年 (2000) 7月 日本電信電話株式会社第一部門担当部長
- 平成 19年 (2007) 6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
(現 株式会社NTTドコモ) ユビキタスサービス部長
- 平成 23年 (2011) 6月 同社執行役員第二法人営業部長
- 平成 25年 (2013) 6月 同社執行役員東北支社長
- 平成 28年 (2016) 6月 株式会社ミライト常務執行役員
ソリューション事業本部副本部長
- 平成 29年 (2017) 6月 同社取締役常務執行役員ソリューション事業本部長
兼 東北復興支援推進室長 (現在)

新任

生年月日

昭和34年1月10日生
(1959年)

所有する当社株式の数

4,886株

取締役会への出席状況

—

候補者とした理由

青山幸二氏は、株式会社ミライトの取締役としてソリューション分野において事業拡大に取り組むとともに、ソリューション事業プロジェクト長としてグループ全体のソリューション事業の改革に取り組んできております。当社は、同氏の人格・見識および経営能力が優れていることから、持続的な企業価値向上を目指すためには当社にふさわしい人材と判断し、取締役候補者としております。

候補者に関する特記事項

- ・ 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



再任

生年月日

昭和32年8月9日生
(1957年)

所有する当社株式の数

7,201株

取締役会への出席状況

13回/13回 (100%)

候補者
番号

7

ひらばら としゆき
平原 敏行

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 平成19年(2007)7月 西日本電信電話株式会社北陸事業本部長
兼 金沢支店長
株式会社N T T 西日本-北陸代表取締役社長
- 平成22年(2010)7月 株式会社ソルコムN T T 事業本部副本部長
- 平成23年(2011)3月 同社常務取締役N T T 事業本部長
兼 同N T T 営業部長
- 平成26年(2014)3月 同社代表取締役社長(現在)
- 令和元年(2019)6月 当社取締役(現在)

候補者とした理由

平原敏行氏は、株式会社ソルコム代表取締役社長として、長年にわたり経営を指揮してきた実績を有しており、グループ全体の事業拡大・体制強化に貢献しております。当社は、同氏の人格・見識および経営能力が優れていることから、グループとして一体的な事業運営の推進を図るためには当社にふさわしい人材であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者に関する特記事項

- 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。



新任

生年月日

昭和34年5月1日生
(1959年)

所有する当社株式の数

6,517株

取締役会への出席状況

—

候補者
番号

8

い が ら し かつ ひ こ
五十嵐 克彦

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 平成 14年 (2002) 7月 東日本電信電話株式会社神奈川支店法人営業部長
平成 21年 (2009) 6月 同社群馬支店長
平成 24年 (2012) 6月 同社宮城支店長
兼 東北復興推進室長
平成 26年 (2014) 7月 株式会社ミライト執行役員NTT事業本部長
平成 26年 (2014) 10月 同社執行役員NTT事業本部長
兼 東北復興支援推進室副室長
平成 27年 (2015) 6月 株式会社エムズフロンティア取締役 (現在)
平成 29年 (2017) 6月 株式会社ミライト取締役常務執行役員NTT事業本部長
兼 東北復興支援推進室副室長 (現在)

候補者とした理由

五十嵐克彦氏は、株式会社ミライトの取締役として同社の主力事業であるNTT事業の推進に貢献するとともに、NTT事業プロジェクト長としてグループ全体のNTT事業の改革に取り組んできております。当社は、同氏の人格・見識および経営能力が優れていることから、持続的な企業価値向上を目指すためには当社にふさわしい人材と判断し、取締役候補者としております。なお、グループとして一体的な事業運営の推進を図るため、株式会社TTKの代表取締役社長を兼任する予定です。

候補者に関する特記事項

- ・ 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- ・ 同氏は、令和2年(2020年)6月16日に開催予定の株式会社エムズフロンティアの定時株主総会において、同社の取締役を退任する予定であります。
- ・ 同氏は、令和2年(2020年)6月18日に開催予定の株式会社ミライトの定時株主総会において、同社の取締役を退任する予定であります。
- ・ 同氏は、令和2年(2020年)6月19日に開催予定の株式会社TTKの定時株主総会において、同社の取締役に就任する予定であります。



再任 社外 独立

生年月日

昭和25年11月15日生
(1950年)

所有する当社株式の数

0株

取締役会への出席状況

17回/17回 (100%)

候補者
番号

9

ば ば ち は る
馬場 千晴

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

平成 17年 (2005) 4月	みずほ信託銀行株式会社代表取締役副社長
平成 19年 (2007) 6月	株式会社ジャパンエナジー (現 JXTGエネルギー株式会社) 監査役 (常勤)
平成 24年 (2012) 6月	JX日鉱日石金属株式会社 (現 JX金属株式会社) 監査役 (常勤)
平成 27年 (2015) 6月	株式会社埼玉りそな銀行社外取締役 東北電力株式会社社外監査役
平成 29年 (2017) 6月	株式会社りそなホールディングス社外取締役 〔監査委員会委員〕 (現在)
平成 30年 (2018) 6月	当社社外取締役 (現在) 東北電力株式会社社外取締役〔監査等委員〕 (現在)

候補者とした理由

馬場千晴氏は、豊富な企業経営経験と財務会計およびリスク管理や経営全般にわたる幅広い見識を有しており、社外取締役としての役割を果たしております。その知見・見識は経営の監視を遂行する上で適任であることから、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化のため、引き続き社外取締役候補者としております。

その他社外取締役候補者に関する特記事項

- 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 同氏は社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- 同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
- 当社は、現行定款第28条において、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。同氏は当社との間で当該責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合は、同氏と当社との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
上記の責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
- 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役または監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社で不当な業務執行が行われた事実について
社外取締役候補者である馬場千晴氏が平成27年（2015年）6月から平成30年（2018年）6月まで社外監査役に就任していた東北電力株式会社は、その在任中に、特別高圧の設備工事における工事負担金の誤精算に関し、平成30年（2018年）5月16日経済産業省電力・ガス取引監視等委員会より業務改善勧告を受け、5月31日に同委員会に対し再発防止策等について報告するとともに、部門を所掌する関係役員の役員報酬自主返上を発表しました。
同氏は本件事実が発覚するまで当該事実を認識しておりませんでした。平素より当該会社にて法令遵守の視点に立った意見を述べ、注意喚起を行う等、適正に業務を遂行しておりました。また、当該事実の判明後は、当該事実についての徹底した調査及び再発防止に関して意見を表明し、その職責を果たしています。



候補者
番号

10

やまもと まゆみ
山本 眞弓

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和59年(1984)4月 弁護士登録
石黒武雄法律事務所入所
平成2年(1990)9月 銀座新総合法律事務所開設
平成17年(2005)1月 銀座新明和法律事務所開設
平成22年(2010)12月 中央労働委員会公益委員
平成31年(2019)1月 金融庁金融審議会委員(現在)
令和元年(2019)6月 森永乳業株式会社社外監査役(現在)

新任

社外

独立

生年月日

昭和31年2月11日生
(1956年)

所有する当社株式の数

0株

取締役会への出席状況

—

候補者とした理由

山本眞弓氏は、弁護士として企業法務に関する高度な専門知識と豊富な経験を有するとともに、中央労働委員会公益委員をはじめ政府審議会等の委員を歴任しており、客観的・専門的な視点から、当社の経営の監視を遂行する上で適任であることから、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化のため、社外取締役候補者としております。

その他社外取締役候補者に関する特記事項

- ・ 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- ・ 同氏は社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
- ・ 当社は、現行定款第28条において、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、同氏が選任された場合は、同氏と当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。

取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

上記の責任限定が認められるのは、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役桐山学氏、細川雅由氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。



再任

生年月日

昭和31年11月26日生
(1956年)

所有する当社株式の数

28,435株

取締役会への出席状況

13回/13回 (100%)

監査役会への出席状況

9回/9回 (100%)

候補者
番号

1

きりやま まなぶ
桐山 学

略歴、地位および重要な兼職の状況

- 平成19年(2007)6月 東日本電信電話株式会社財務部長
- 平成21年(2009)7月 大明株式会社(現 株式会社ミライト)
経営管理本部経営企画部長
兼 リスク管理本部コンプライアンス推進室長
- 平成22年(2010)6月 当社執行役員経営管理本部経営企画部長
兼 リスク管理本部コンプライアンス推進室長
- 平成22年(2010)10月 当社執行役員財務部長
- 平成23年(2011)10月 当社執行役員財務部長
兼 エムズ・ブレインセンタ財務サポート部長
- 平成24年(2012)6月 当社取締役常務執行役員財務部長
兼 エムズ・ブレインセンタ財務サポート部長
- 平成24年(2012)10月 当社取締役常務執行役員財務部長
兼 エムズ・ブレインセンタ所長
兼 同財務サポート部長
- 令和元年(2019)6月 当社常勤監査役(現在)

候補者とした理由

桐山学氏は、長年にわたり当社の財務分野の責任者としてグループ全体の財務管理等を統括する立場として豊富な経験、知見を有することから、取締役の職務執行の監督を遂行するに適任であり、引き続き監査役候補者としております。

候補者に関する特記事項

- ・ 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- ・ 当社は、現行定款第39条において、監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。同氏は当社との間で当該責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合は、同氏と当社との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
上記の責任限定が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。



再任

生年月日

昭和33年6月16日生
(1958年)

所有する当社株式の数

8,000株

取締役会への出席状況

13回/13回 (100%)

監査役会への出席状況

9回/9回 (100%)

候補者
番号

2

ほそかわ まさよし
細川 雅由

略歴、地位および重要な兼職の状況

- 平成23年(2011)6月 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
取締役法人事業本部第二法人営業本部長
- 平成23年(2011)8月 同社取締役第三営業本部長
- 平成27年(2015)6月 株式会社ミライト・テクノロジーズ
取締役常務執行役員ソリューション事業本部副本部長
- 平成28年(2016)7月 同社取締役常務執行役員東京支店長
兼 ソリューション事業本部副本部長
- 平成29年(2017)6月 当社取締役常務執行役員新ビジネス推進室長
株式会社ミライト・テクノロジーズ取締役常務執行役員
ソリューション事業本部長
兼 同東日本事業部長
- 平成30年(2018)6月 株式会社ミライト・テクノロジーズ取締役専務執行役員
ソリューション事業本部長
- 令和元年(2019)6月 当社監査役(現在)
株式会社ミライト・テクノロジーズ常勤監査役(現在)

候補者とした理由

細川雅由氏は、新ビジネス推進およびソリューション事業分野の責任者として様々なビジネス領域に関する豊富な経験、知見を有することから、取締役の職務執行の監督を遂行するに適任であり、引き続き監査役候補者としております。

候補者に関する特記事項

- ・ 同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
- ・ 当社は、現行定款第39条において、監査役との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。同氏は当社との間で当該責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合は、同氏と当社との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。

監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

上記の責任限定が認められるのは、監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

【ご参考】 独立性判断基準

当社は、適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するために、社外取締役及び社外監査役（以下「社外役員」という）が十分な独立性を有していることが必要だと考えます。

当社は、当社における社外役員の独立性判断基準を以下のとおり定め、社外役員（その候補者も含む。以下同様）が次の項目のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものと判断いたします。

1. 当社及び当社の連結子会社（以下「当社グループ」という）の出身者^(注1)
2. 当社の主要株主^(注2)
3. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
 - (1) 当社グループの主要な取引先^(注3)
 - (2) 当社グループの主要な借入先^(注4)
 - (3) 当社グループが議決権ベースで10%以上の株式を保有する企業等
4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
5. 当社グループから多額^(注5)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
6. 当社グループから多額の寄付を受けている者^(注6)
7. 社外役員の相互就任関係^(注7)となる会社の業務執行者
8. 近親者^(注8)が上記1から7までのいずれか（4項及び5項を除き重要な者^(注9)に限る）に該当する者
9. 過去3年間に於いて、上記2から8までのいずれかに該当していた者
10. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

注1：現に所属している業務執行取締役、執行役員その他これらに準じる者及び使用人（以下「業務執行者」という）及び過去に一度でも当社グループに所属したことがある業務執行者をいう。

注2：主要株主とは、当社事業年度末において、自己又は他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。主要株主が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者をいう。

注3：主要な取引先とは、当社グループの売上先又は仕入先であって、その年間取引金額が当社の連結売上高又は仕入先の連結売上高の3%を超えるものをいう。

注4：主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当社事業年度末において当社の連結総資産又は当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。

注5：多額とは、当該専門家の役務提供への関与に応じて以下に定めるとおりとする。

(1) 当該専門家が個人として当社グループに役務提供をしている場合は、当社グループから収受している対価が、年間1千万円を超えるときを多額という。

(2) 当該専門家が所属する法人、組合等の団体が当社グループに役務提供をしている場合は、当該団体が当社グループから収受している対価の合計金額が、当該団体の年間売上高又は総収入金額の2%を超えるときを多額という。ただし、当該2%を超過しない場合であっても、当該専門家が直接関わっている役務提供の対価として当該団体が収受している金額が年間1千万円を超えるときは多額とみなす。

注6：当社グループから年間1千万円を超える寄付を受けている者をいう。当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者のうち、当該寄付に関わる研究、教育その他の活動に直接関与する者をいう。

注7：当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。

注8：近親者とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

注9：重要な者とは、取締役及び執行役員をいう。

以上

(添付書類)

事業報告 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

2019年度におけるわが国経済は、堅調な企業収益や雇用環境の改善等により緩やかな回復基調で推移していたものの、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な流行拡大により、今後の世界経済及び国内消費活動の下振れの長期化が懸念されるなど、一転して先行き不透明な状況となりました。

当社グループの主力事業である情報通信分野においては、お客様である通信キャリアのビジネスモデルの変化や、第4世代移動通信システム（4G）における新たな周波数帯でのサービス拡大に加え、2020年3月に商用サービスの提供が開始された第5世代移動通信システム（5G）の今後の拡大が期待されています。また社会的には、首都圏を中心に高度成長期以降に整備された社会インフラの再構築が加速しているほか、本格的なIoT時代の到来に向けたクラウド、Wi-Fiなど新たなソリューションに対する需要が高まる一方で、少子高齢化、働き手不足が問題となり、働き方改革が求められるなど、当社グループを取り巻く事業環境は大きく変化しております。

当社グループは、このような通信環境、社会構造の変化に対応するとともに、「総合エンジニアリング&サービス会社」としてさらなる企業価値の向上と持続的な成長を図るため、2019年度をスタートとする3ヶ年の第4次中期経営計画（2021年度目標：売上高4,500億円、営業利益270億円（営業利益率6.0%）、ROE8%以上）を策定し、データセンターの運用・保守などのストックビジネス、環境・エネルギー、グローバルなど多くの成長分野（フロンティアドメイン）における事業拡大、既存事業の生産性向上、昨年度に実施した(株)TTK、(株)ソルコム、四国通建(株)との経営統合シナジーの創出による経営の効率化に取り組んでまいりました。

NTT事業

設備運営業務・設備改善提案の拡大に取り組むとともに、事務所統合による効率化やグループ運営体制の強化に向けた施策を推進いたしました。また、昨年発生した台風15号等による自然災害にあたっては、グループ一体となって被災地域の通信設備の早期復旧に全力で取り組みました。

マルチキャリア事業

4Gの新周波数関連工事や5G商用サービスの開始に向けた工事の受注獲得に取り組みました。また、5Gの本格展開を前に、新技術の実用化に向けた実証実験への参画や、固定通信設備とモバイル通信設備の工事・保守を複合的に行えるマルチ技術者の育成を目的とした訓練施設を開設するなど、技術力・人材基盤の強化を推進いたしました。

環境・社会イノベーション事業

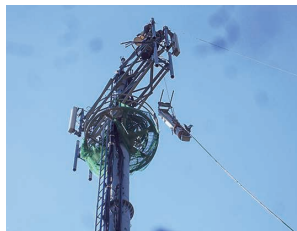
電気・空調・土木工事の増加や太陽光発電設備工事の完工促進により売上高の拡大を図りました。さらに、上下水道事業の拡大を目的として東海工営㈱を子会社化いたしました。

ICTソリューション事業

国内LAN・PBX工事の増加や大手電機販売店からの大型案件の受注によるソフト開発の増加、大阪第1データセンターの本格稼働、モバイル関連の工事部材や学校向けPC・サーバー等物販の増加などにより売上高の拡大を図りました。さらに、中長期的なグローバル事業拡大を目的として、シンガポールにおいて電気工事を営むYL Integrated Pte Ltdの子会社化（2020年4月1日株式取得）を決定いたしました。



NTT事業



マルチキャリア事業



環境・社会
イノベーション事業



ICT
ソリューション事業

一方、株主還元の充実と経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の一環として、自己株式の取得（合計 650万株、104億5千3百万円）を実施いたしました。また、2019年12月30日をもって繰上償還することを決定した2021年満期円貨建取得条項付転換社債型新株予約権付社債については、償還期日までに全ての新株予約権が行使され、当社が保有していた自己株式を移転いたしました。

以上の結果、当期の連結業績につきましては、受注高は4,465億5千8百万円（前期比13.7%増）、売上高は4,411億6千6百万円（前期比17.4%増）、営業利益は219億9千3百万円（前期比6.3%増）、経常利益は232億7百万円（前期比5.5%増）となりましたが、親会社株主に帰属する当期純利益については、昨年度に経営統合に伴う特別利益（負ののれん発生益及び段階取得に係る差益）として100億1千7百万円を計上した反動減もあり、152億2千万円（前期比40.8%減）となりました。なお、営業利益率は5.0%、ROEは7.4%となりました。

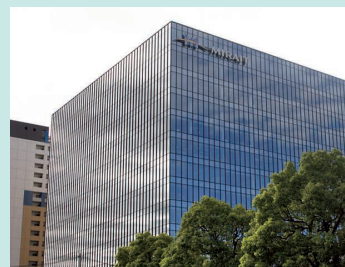
売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に 帰属する当期純利益
4,411億円	219億円	232億円	152億円
前期比 17.4%増	前期比 6.3%増	前期比 5.5%増	前期比 40.8%減

報告セグメント別の業績の概況は次のとおりです。

なお、T T K、ソルコム、四国通建の業績については、昨年度に実施した経営統合に伴う企業結合会計により、T T Kについては、2018年10月から2019年3月までの6ヶ月間の連結経営成績の数値と、ソルコム及び四国通建については、2019年1月から2019年3月までの3ヶ月間の連結経営成績の数値との比較となり、当連結会計年度との単純比較ができないことから、対前期増減率は記載しておりません。

ミライトの業績

ミライトは、台風被災地域の通信設備の早期復旧に全力で取り組んだほか、4Gの新周波数帯工事や新規携帯事業者の携帯基地局工事の拡大、上下水道事業の拡大を目的とした東海工営(株)の子会社化、モバイル関連の工事部材等物販の増加により受注高は2,162億2百万円(前期比6.8%増)、売上高は2,106億9千4百万円(前期比3.9%増)となったものの、一部工事において遅れが生じた影響などにより、営業利益は126億7百万円(前期比0.9%減)となりました。



ミライト・テクノロジーズの業績

ミライト・テクノロジーズは、マルチキャリア事業における新規携帯事業者の携帯基地局工事の拡大やICTソリューション事業における大手電機販売店からの大型案件の受注、データセンターの運用・保守などのストックビジネスの拡大により、受注高は1,195億3千3百万円(前期比10.3%増)、売上高は1,257億7千9百万円(前期比5.5%増)、営業利益は39億6千6百万円(前期比1.7%増)と4期連続の増収増益となりました。



ラントロビジョンの業績

ラントロビジョンは、当社グループ各社との相互顧客紹介による営業連携強化や、M&A等を活用した地域及び事業領域の拡大に取り組んだものの、米中貿易摩擦や中国経済の減速等から、アジア市場において金融やITセクターの投資が抑制された影響などにより、受注高は183億1千2百万円(前期比3.8%減)、売上高は173億9千9百万円(前期比4.1%減)、営業利益は3億8千1百万円(前期比69.3%減)となりました。



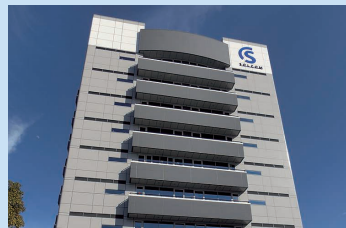
TTKの業績

TTKは、工事系システムの活用によるプロセス改善策の実施や、子会社との連携強化による従来（キャリア）事業の生産性向上を図るとともに、電気・環境土木事業など自治体入札案件の積極的な受注によるフロンティアドメインの拡大に取り組み、受注高は364億2千1百万円、売上高は357億7千5百万円、営業利益は20億5千9百万円となりました。



ソルコムの子業績

ソルコムは、NTT事業における設備運営業務の拡大等に取り組むとともに、CATV関連工事、下水道の管きょ更生工事、高速道路ICT関連工事や校務システム等フロンティアドメインの拡大により受注高、売上高の確保に努めました。一方で、共通コストの削減にも取り組み、受注高は416億7千4百万円、売上高は376億4千8百万円、営業利益は11億7千9百万円となりました。



四国通建の子業績

四国通建は、NTT事業及びマルチキャリア事業における利益改善に加え、消費税率の引上げやPC基本ソフト(OS)の更改保守対応に伴う学校向けPC・サーバー等物販の増加に伴うICTソリューション事業の拡大に取り組み、受注高は245億3千9百万円、売上高は241億3千5百万円、営業利益は17億6千6百万円となりました。



当社（持株会社）の業績

当社は、持株会社として、グループの経営戦略などの企画機能や、財務・IR・総務機能を担っていること等から、事業会社から経営管理料及び受取配当金を受領し、グループの経営管理や事業戦略の推進等を実施してまいりました。その結果、営業収益は85億4千5百万円（前期比39.7%増）、営業利益は67億2千3百万円（前期比53.4%増）となりました。



(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は91億3千2百万円であります。その主なものは、ミラテック東京第一ビル建設費用であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、自己資金のほか金融機関からの借入金をもって充たいたしました。

なお、当社は、キャッシュ・マネジメント・システム（CMS）を導入し、グループ内資金を一元的に管理し、効率的に運営しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く事業環境は転換期を迎えております。情報通信分野においては、お客様である通信キャリアのビジネスモデルの変化や、第4世代移動通信システム（4G）における新たな周波数帯でのサービス拡大に加え、2020年3月に商用サービスの提供が開始された第5世代移動通信システム（5G）の今後の拡大が期待されています。また社会的には、首都圏を中心に高度成長期以降に整備された社会インフラの再構築が加速しているほか、ローカル5G、GIGAスクール構想、テレワークの浸透など本格的なIoT時代の到来に向けたクラウド、Wi-Fiなど新たなソリューションに対する需要が高まる一方で、少子高齢化、働き手不足が問題となり、働き方改革が求められるなど、当社グループを取り巻く事業環境は今後も大きく変化していくことが予想されます。

このような環境のなか、当社グループはデータセンターの運用・保守などのストックビジネス、環境・エネルギー、グローバルなど多くの成長分野（フロンティアドメイン）において事業を積極的に拡大する必要があります。また、2018年度に実施した経営統合のシナジーを創出し、施工能力の向上、顧客基盤の強化、利益構造の改善による経営の効率化を一層推進していく必要があります。

新型コロナウイルスの感染症の世界的な流行拡大に伴う影響の長期化は懸念されるものの、当社グループは、協力会社も含め皆が安心して働ける労働・衛生環境の整備と安全対策の徹底を進め、第4次中期経営計画（2021年度目標：売上高4,500億円、営業利益270億円（営業利益率6.0%）、ROE8%以上）のもと、社会の安心安全を支える「総合エンジニアリング＆サービス会社」として、引き続き企業価値の向上と持続的な成長を目指してまいります。

このような状況のもと、当社グループは次のような課題に取り組んでまいります。

① フロンティアドメインでの新たな事業領域拡大

- ・ 営業効率の向上と利益確保を重視した受注案件の厳選
- ・ 多様化する顧客要望に柔軟に対応する事業運営体制の構築
- ・ グループ間連携の強化によるエンジニアリング力の向上

② 経営効率化、既存事業の生産性向上

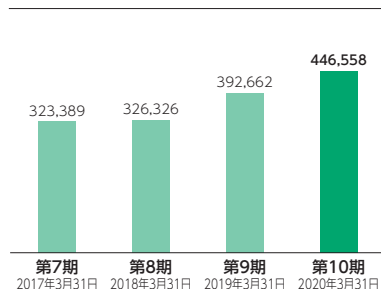
- ・ ベンチマーク方式によるさらなる事業の効率化と各種施策の水平展開
- ・ 労働力確保を目的とした事業横断的なマルチスキル化の推進
- ・ 間接経費の圧縮に向けた各種施策の推進

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

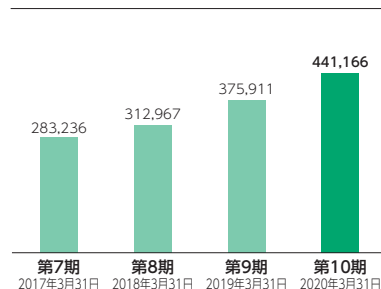
(5) 財産及び損益の状況

区 分		第7期 2017年3月期	第8期 2018年3月期	第9期 2019年3月期	第10期 2020年3月期 (当連結会計年度)
受注高	(百万円)	323,389	326,326	392,662	446,558
売上高	(百万円)	283,236	312,967	375,911	441,166
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	6,437	11,504	25,711	15,220
1株当たり当期純利益	(円)	79.81	145.41	295.34	149.93
総資産額	(百万円)	216,131	234,489	331,462	352,134
純資産額	(百万円)	128,837	140,744	199,559	218,710
1株当たり純資産	(円)	1,570.53	1,733.14	1,933.82	2,006.42

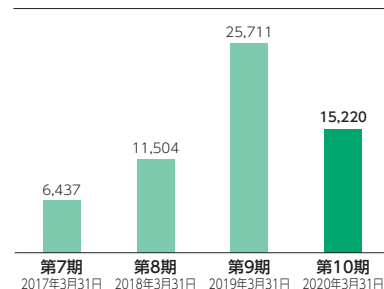
受注高 (百万円)



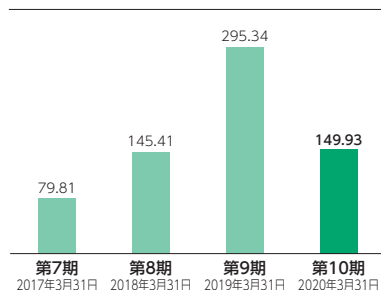
売上高 (百万円)



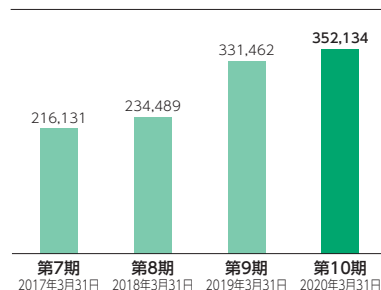
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



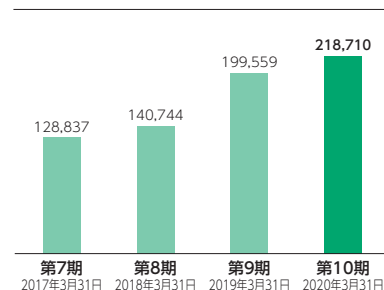
1株当たり当期純利益 (円)



総資産額 (百万円)



純資産額 (百万円)



- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均の発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。また、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 第7期より当社グループの役員を対象に業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」を導入しております。当該株式給付信託が所有する当社株式については、連結計算書類において自己株式として計上しております。1株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均株式数について、当該株式給付信託が所有する当社株式の数を控除しております。また、1株当たり純資産額を算定するために期末発行済株式総数から、当該株式給付信託が所有する当社株式の数を控除しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金（百万円）	出資比率（％）	主要な事業内容
■ 株式会社ミライト	5,610	100.0	情報通信エンジニアリング事業・電気設備工事業
■ 株式会社ミライト・テクノロジーズ	3,804	100.0	情報通信エンジニアリング事業・電気設備工事業
■ Lantrovision (S) Ltd	4,895	100.0	LAN配線等の設計・施工・保守・コンサルティング及び機器販売
■ 株式会社 T T K	2,847	100.0	情報通信エンジニアリング事業・電気設備工事業
■ 株式会社ソルコム	2,324	100.0	情報通信エンジニアリング事業・電気設備工事業
■ 四国通建株式会社	450	100.0	情報通信エンジニアリング事業・電気設備工事業

(注) 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社6社を含む75社であります。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額 (百万円)	当社の総資産額 (百万円)
■ 株式会社ミライト	東京都江東区豊洲五丁目6番36号	46,106	166,240

(7) 主要な事業内容

当社グループは「総合エンジニアリング&サービス会社」の実現を目指して、情報通信エンジニアリングを中心として以下のような事業活動を展開しております。

事業種別	内容
NTT事業	● NTTグループの固定系通信設備の建設、保守・運用
マルチキャリア事業	● 移動系通信設備の建設、保守・運用 ● NCC向け固定系通信設備の建設、保守・運用 ● CATV設備、海外での通信キャリア向け設備の建設、保守
環境・社会 イノベーション事業	● 太陽光発電等エネルギー関連設備の設計、建設、保守・運用 ● 電気設備、空調設備の設計、建設、保守・運用 ● 電線地中化、上下水道設備等の土木工事
ICTソリューション事業	● 情報通信システムの設計、建設、保守・運用 ● ソフトウェアの開発、保守・運用 ● 情報機器、ネットワーク関連商品の販売

(8) 主要な営業所及び拠点

■ 株式会社ミライト・ホールディングス (当社)	東京都江東区豊洲五丁目6番36号
■ 株式会社ミライト (子会社)	本社 東京都江東区
	支店 北海道支店 (札幌市)、東北支店 (仙台市)、福島支店 (郡山市)、栃木支店 (栃木市)、茨城支店 (つくば市)、千葉支店 (千葉市)、神奈川支店 (横浜市)、信越支店 (長野市)、東海支店 (名古屋支店)、北陸支店 (金沢市)、西日本支店 (大阪市)、京都支店 (京都市)、兵庫支店 (神戸市)、中国支店 (広島市)、四国支店 (高松市)、九州支店 (福岡市)、沖縄支店 (那覇市)
■ 株式会社ミライト・テクノロジーズ (子会社)	本社 大阪府大阪市
	支店 群馬支店 (高崎市)、埼玉支店 (さいたま市)、東京支店 (東京都江東区)、名古屋支店 (名古屋市)、京都支店 (京都市)、関西支店 (大阪市)、大阪支店 (大阪市)、兵庫支店 (神戸市)、奈良支店 (橿原市)、和歌山支店 (岩出市)、九州支店 (福岡市)、沖縄支店 (那覇市)、シンガポール支店 (シンガポール共和国)
■ Lantrovision (S) Ltd (子会社)	本社 シンガポール共和国
■ 株式会社TTK (子会社)	本社 宮城県仙台市
	支店 宮城支店 (仙台市)、岩手支店 (矢巾町)、青森支店 (青森市)、秋田支店 (秋田市)、山形支店 (山形市)、福島支店 (福島市)、東京支店 (東京都千代田区)
■ 株式会社ソルコム (子会社)	本社 広島県広島市
	支店 広島支店 (広島市)、福山支店 (福山市)、島根支店 (松江市)、岡山支店 (岡山市)、鳥取支店 (鳥取市)、山口支店 (山口市)、東京支店 (東京都大田区)
■ 四国通建株式会社 (子会社)	本社 愛媛県今治市
	支店 松山支店 (松山市)、高松支店 (高松市)、徳島支店 (徳島市)、高知支店 (高知市)

(注) 四国通建株式会社は2020年3月31日付で関西支店を廃止いたしました。

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

区分	従業員数（名）
■ ミライト	5,097
■ ミライト・テクノロジーズ	3,059
■ ラントロビジョン	1,034
■ TTK	1,068
■ ソルコム	1,546
■ 四国通建	676
■ 当社	100
合計	12,580

（注）従業員数は、就業人員数であります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
100名	2名減	41.2歳	15.8年

（注）従業員数は、主として当社の連結子会社からの出向者で構成され、平均勤続年数の算定にあたっては、当該会社の勤続年数を通算しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	6,000百万円
株式会社三井住友銀行	4,000百万円
株式会社三菱UFJ銀行	3,000百万円
三井住友信託銀行株式会社	2,000百万円
みずほ信託銀行株式会社	1,500百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 330,000,000株
(2) 発行済株式の総数 108,325,329株
(3) 株主数 23,778名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	10,928	10.13
住友電気工業株式会社	9,560	8.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	7,356	6.82
住友電設株式会社	2,488	2.31
ミライト・ホールディングス従業員持株会	1,948	1.81
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,845	1.71
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300000	1,689	1.57
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	1,655	1.54
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	1,638	1.52
JP MORGAN CHASE BANK 385151	1,458	1.35

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（479,590株）を控除して計算しております。
2. 持株数は千株未満を切り捨て、持株比率は小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当社が、2016年12月13日開催の取締役会決議に基づき発行していた2021年満期円貨建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（額面総額165億円）については、2019年12月30日をもって繰上償還を実施しております。なお、同社債に付された新株予約権については、償還期日までに全ての新株予約権が行使され、当社が保有していた自己株式を移転いたしました。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴木 正俊		株式会社ミライト 取締役会長
代表取締役副社長	高島 宏一		株式会社ミライト・テクノロジーズ 代表取締役社長
代表取締役副社長	中山 俊樹		株式会社ミライト 代表取締役社長
取締役	原 隆一	経営戦略部長	
取締役	山本 康裕	総務人事部長 兼エムズ・ブレインセンタ 総務人事サポート部長	
取締役	遠竹 泰	新ビジネス推進室長	株式会社ミライト 取締役 株式会社ミライト・テクノロジーズ 取締役
取締役	塚本 雅一	財務部長 兼エムズ・ブレインセンタ所長 兼同財務サポート部長	
取締役	土肥 幹夫		株式会社TTK 代表取締役社長
取締役	平原 敏行		株式会社ソルコム 代表取締役社長
取締役	海老沼 英次	社外 独立	田辺総合法律事務所 パートナー 楽天銀行株式会社 社外取締役 虎の門病院 臨床研究審査委員会委員 シンバイオ製薬株式会社 社外監査役 東光電気工事株式会社 社外監査役 東北電力株式会社 社外取締役 監査等委員 株式会社りそなホールディングス 社外取締役 監査委員会委員
取締役	馬場 千晴	社外 独立	
常勤監査役	桐山 学		
常勤監査役	関 裕	社外 独立	
監査役	細川 雅由		株式会社ミライト・テクノロジーズ 常勤監査役
監査役	勝丸 千晶 (石川 千晶)	社外 独立	税理士法人石川オフィス会計 代表社員 穴吹興産株式会社 社外監査役

- (注) 1. 2019年6月25日開催の第9回定時株主総会において、遠竹泰、塚本雅一、平原敏行の3氏が新たに取締役に、桐山学、細川雅由の両氏が新たに監査役に選任され就任いたしました。
2. 取締役海老沼英次、馬場千晴の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役にあり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 常勤監査役関裕氏及び監査役勝丸千晶氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役にあり、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役勝丸千晶氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

5. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役は次のとおりであります。

退任時の会社における地位	氏名	退任日	退任時の担当及び重要な兼職の状況
取締役	桐山 学	2019年6月25日付 辞任	財務部長兼エムズ・ブレインセンタ所長兼同財務サポート部長
取締役	細川 雅由	2019年6月25日付 辞任	新ビジネス推進室長 株式会社ミライト・テクノロジーズ 取締役
常勤監査役	十河 政史	2019年6月25日付 辞任	
監査役	北島 圭二	2019年6月25日付 辞任	株式会社ミライト・テクノロジーズ 常勤監査役

6. 当事業年度中に取締役の地位・担当及び重要な兼職の状況が次のとおり変更されました。

氏名	年月日	変更前	変更後
鈴木 正俊	2019年6月20日付	代表取締役社長兼株式会社ミライト代表取締役会長	代表取締役社長兼株式会社ミライト取締役会長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等を除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

①当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	13名 (2名)	150百万円 (13百万円)
監査役 (うち社外監査役)	6名 (2名)	48百万円 (24百万円)
合計 (うち社外役員)	19名 (4名)	199百万円 (38百万円)

- (注) 1. 取締役及び監査役の報酬等の総額は、2011年6月28日開催の第1回定時株主総会において取締役の報酬等を年額3億円以内（うち、社外取締役の報酬等を年額3千万円以内）、監査役の報酬等を年額7千万円以内、また、取締役の報酬等には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものと決議いただいております。
2. 上記の取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与を含む）は含まれておりません。
3. 上記の取締役及び監査役の支給人員及び支給額には、当事業年度中に退任した取締役2名及び監査役2名を含んでおりません。
4. 上記の取締役の支給額には、業績連動型株式報酬による当該事業年度の費用計上を含んでおります。なお、本制度につきましては、2016年6月28日開催の第6回定時株主総会において1.に記載の報酬等の総額とは別枠で決議いただいております。

②社外役員が当社子会社から受けた役員報酬等の額

該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 取締役 海老沼英次氏は、田辺総合法律事務所のパートナー、楽天銀行株式会社の社外取締役、虎の門病院の臨床研究審査委員会委員、シンバイオ製薬株式会社の社外監査役及び東光電気工事株式会社の社外監査役を兼任しておりますが、当社とこれらの法人等との間に重要な取引等の関係はありません。
- 取締役 馬場千晴氏は、東北電力株式会社の社外取締役監査等委員及び株式会社りそなホールディングスの社外取締役監査委員会委員を兼任しておりますが、当社とこれらの法人等との間に重要な取引等の関係はありません。
- 監査役 勝丸千晶（石川千晶）氏は、税理士法人石川オフィス会計の代表社員及び穴吹興産株式会社の社外監査役を兼任しておりますが、当社とこれらの法人等との間に重要な取引等の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	海老沼 英次	取締役会17回及び指名・報酬委員会5回全てに出席しており、弁護士としての経験及び知見に基づき、適宜質問をし、必要に応じ社外の立場から経営全般にわたり意見を述べております。
社外取締役	馬場 千晴	取締役会17回及び指名・報酬委員会5回全てに出席しており、他社役員の経験及び知見に基づき、適宜質問をし、必要に応じ社外の立場から経営全般にわたり意見を述べております。
社外監査役	関 裕	取締役会17回全てに出席しており、他社役員の経験及び知見に基づき、適宜質問をし、必要に応じ社外の立場から経営全般にわたり意見を述べております。また、監査役会11回全てに出席しており、職務の分担に従い実施した監査について報告するとともに他の監査役が行った監査等について適宜質問をし、必要に応じ社外の立場から発言しております。
社外監査役	勝丸 千晶 (石川 千晶)	取締役会17回全てに出席しており、公認会計士としての経験及び知見に基づき、適宜質問をし、必要に応じ社外の立場から経営全般にわたり意見を述べております。また、監査役会11回全てに出席しており、職務の分担に従い実施した監査について報告するとともに他の監査役が行った監査等について適宜質問をし、必要に応じ社外の立場から発言しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42百万円
・当社及び子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	160百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人より説明を受けた当事業年度の会計監査計画における監査日数や人員配置などの内容、会計監査人の監査の遂行状況の相当性の判断を始めとした前事業年度の監査実績の検証と評価、報酬の前提となる見積の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、上表の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定内容の議案を株主総会に提出することとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容は次のとおりであり、継続的に改善・向上に努めております。

①当社及びその子会社から成る企業集団の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(ア) 当社は、当社及びその子会社から成る企業集団（以下、企業集団という）全体の役員、従業員を含めた行動規範としての行動指針を定め企業集団の全ての役員、従業員に周知し、その行動を規律する。

また、取締役に関しては、「取締役会規程」等により、その適切な運営を確保するとともに、意思疎通を円滑化し、相互の業務執行を監視するほか、重要な事項に関しては、外部専門家（顧問弁護士等）の意見、助言を受ける等により、法令・定款違反行為の未然防止及び経営機能に対する監督強化を図る。

なお、取締役が他の取締役による法令・定款違反に疑義のある事実を発見した場合は、速やかに監査役会及び取締役会に報告し、違反行為の未然防止又はその是正を図る。

(イ) 当社は、企業倫理憲章等において、反社会的勢力とは、断固として対決し、毅然とした態度で対応することを掲げ、関係排除に取り組むものとする。

(ウ) 代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、企業集団各社が推進者等を配置し、コンプライアンス意識の浸透・維持・確立を図る。

(エ) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及び関連する法令を遵守して、整備・評価・是正を行うことにより適正な内部統制システムを構築する。

(オ) 企業集団各社は、より風通しの良い企業風土の醸成を期し、企業ヘルプライン（申告・相談窓口）を開設し、適切な情報伝達の整備・運用を図る。

(カ) 法令等遵守体制の整備・運用状況に係る有効性評価のモニタリング等を強化するため、内部監査部門を拡充し、適切な監査業務を確保する。その評価結果については、社長及び監査役等へ報告する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (ア) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理は、適正かつ効率的な業務運営に資することを基本とし、以下の取り組みを行う。
 - (a) 文書（電磁的記録を含む。以下「文書」という。）及びその他の情報の保存・管理について必要事項を定めた、「文書取扱規程」、「情報セキュリティ管理規程」等を制定する。
 - (b) 文書の保存（保管）期間は、法令に別段の定めのない限り、「文書取扱規程」に各文書の種類毎に定める。
- (イ) 文書等について、取締役又は監査役から閲覧要請があった場合、速やかに当該文書等を提出する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (ア) リスクマネジメントの基本的事項を定め適正かつ効率的な業務運営を行うため「リスク管理規程」を制定する。
- (イ) 代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制の実効性を確保する。
- (ウ) 業務監査室は、リスク管理体制の整備・運用状況に係る有効性評価のモニタリング等を実施する。その評価結果については、社長及び監査役等へ報告する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (ア) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則、毎月1回定期的に開催し、特に法令又は定款に定める事項の他、経営に関する重要事項について関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に則り、審議の決定及び報告を行う。
- (イ) 取締役への業務委嘱については、組織の構成と業務範囲等を定めた「組織・業務分掌規程」及び責任・権限等を定めた「責任規程」等の社内規程に基づき、適切な責任分担による組織運営の徹底、効率的な業務運営を図る。
- (ウ) 取締役会において、独立した立場にある社外取締役の職務執行等が効率的に行われるようにし、他の取締役の職務執行に対する監視機能の強化を図る。

⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、企業集団の会社間の取引については法令に従い適切に行うことはもとより、企業集団が適正な事業運営を行い、その成長・発展に資するため、以下の取り組みを行う。

- (a) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告体制整備
- (b) 子会社の損失の危険の管理体制、危険発生時における当社への連絡体制の整備
- (c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制整備
- (d) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制整備

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から要請された場合は、監査役補助者を配置することとする。

⑦前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役補助者を配置する場合は、補助者の任命、解任、人事異動等の人事面等に関する規程を定め、その独立性を確保する。

⑧前⑥号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役補助者を配置する場合、監査役補助者を、監査役の指揮命令下に置くものとする。

⑨当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- (ア) 当社の取締役及び使用人は、企業集団の業務又は業績に影響を与える重要な事項及び法令で定める事項等について事実把握等の都度、監査役へ速やかに報告する。
- (イ) 前（ア）に拘らず、監査役は必要に応じ、いつでも取締役等に対して報告を求めることができる。

⑩子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- (ア) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、各社の業務又は業績に影響を与える重要な事項及び法令で定める事項等について事実把握等の都度、当社の監査役へ速やかに報告する。
- (イ) 前（ア）に拘らず、当社の監査役は必要に応じ、いつでも子会社の取締役等に対して報告を求めることができる。

⑪前⑨号及び⑩号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前⑨号及び⑩号により報告をした者が、報告をしたことを理由として、何ら不利な取扱いを受けないことを確保する。

⑫監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生じた費用及び債務については、当社が適正に支払処理を行う。

⑬その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

- (ア) 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧するほか、必要により説明を求めた場合は、取締役等は速やかに対応する。
- (イ) 監査役は、会社の重要な意思決定プロセス及び業務の執行状況を把握するため、主要な会議へ出席する。
- (ウ) 監査役は、代表取締役社長、会計監査人、内部監査部門と定期的、随時に意見及び情報交換を行い、意思疎通を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、前記の体制に則った運用を実施しており、当事業年度における主な取り組みは次のとおりです。

①職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための取り組みの状況

従来より、企業文化を形成するための基礎である「経営の基本理念」「行動指針」と合わせ、企業倫理に関する基本方針と具体的行動指針をまとめた「企業倫理憲章」を「ミライトWAY」として体系化し、企業集団の全役員、全従業員に周知しております。

また、「コンプライアンス規程」により当社のコンプライアンス推進活動に関わる基本的事項を定めるとともに、全役員、全従業員を対象として、コンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の向上に取り組んでおります。

「コンプライアンス委員会」においては、企業集団内の個別課題について審議するとともにコンプライアンス推進活動の進捗状況を管理しており、当事業年度は2回開催しています。

また、内部監査部門によるモニタリングを実施し、コンプライアンス推進活動の実効性を確認しております。

②損失の危険の管理に関する取り組みの状況

「リスク管理規程」により、企業集団としてリスク管理についての基本方針及び推進体制を定めるとともに、リスク管理計画に基づき、様々なリスクに対する確に対応しております。

「リスク管理委員会」においては、リスク管理状況及び企業集団内の個別課題について審議することとしており、当事業年度は2回開催しています。

また、内部監査部門によるモニタリングを実施し、リスク管理の実効性を確認しております。

③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取り組みの状況

取締役会は「取締役会規程」に基づき毎月1回の他、必要に応じて随時開催しており、当事業年度は17回開催しています。

また、取締役会においては、社内規程に基づき取締役会に付議すべき事案はすべて審議され、各事案について活発な意見交換がなされるとともに、四半期毎に各取締役の職務執行状況についても報告されております。

なお、取締役会の実効性評価も継続的に実施し、その機能の向上を図っております。

また、改訂コーポレートガバナンス・コードを踏まえ、指名・報酬に関わる客観性を向上させるため、取締役会のもとに任意の諮問委員会である「指名・報酬委員会」を設置しております。

独立社外取締役は代表取締役とのミーティングを定期的の実施するとともに、社外役員とのミーティングを取締役会開催前に実施することで、取締役の職務執行に対する監視機能を強化しております。

④企業集団における業務の適正を確保するための取り組みの状況

「子会社管理規程」等により、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備を図るとともに、その運用状況の報告を受けております。また、内部監査部門によるモニタリングを実施しております。

なお、企業集団全体に大きな影響を及ぼす重要な案件については子会社から報告、協議を受けてその管理を行うとともに企業集団として必要な取り組みを行っております。

また、企業集団における内部通報制度を整備し、問題が生じた場合の直接把握と早期対応を図るとともに、「コンプライアンス委員会」に報告しております。

⑤内部監査の取り組みの状況

内部監査部門は内部監査計画に基づき、企業集団の全組織、全子会社を対象として内部監査を実施し、業務の適正性についてモニタリングしております。また、その結果については取締役会等に報告しております。

⑥監査役の監査が実効的に行われることを確保する取り組みの状況

監査役は、稟議書等を常時閲覧するほか、取締役会及び各種委員会等に出席し、会社の重要な意思決定プロセス及び業務の執行状況を把握しております。また、監査役と代表取締役社長、会計監査人等が意見交換を行うことにより意思疎通を図り、監査役の監査が実効的に行われることを確保しております。

~~~~~

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数については表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

## 連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目             | 金額             |
|----------------|----------------|
| <b>資産の部</b>    |                |
| 流動資産           | 225,712        |
| 現金預金           | 33,543         |
| 受取手形           | 1,412          |
| 完成工事未収入金       | 137,914        |
| 売掛金            | 8,257          |
| 未成工事支出金等       | 32,758         |
| 前払費用           | 1,230          |
| 未収入金           | 1,776          |
| リース投資資産        | 6,123          |
| その他            | 2,791          |
| 貸倒引当金          | △96            |
| 固定資産           | 126,422        |
| 有形固定資産         | 82,596         |
| 建物及び構築物        | 56,618         |
| 機械、運搬具及び工具器具備品 | 16,997         |
| 土地             | 32,806         |
| リース資産          | 7,064          |
| 建設仮勘定          | 1,383          |
| 減価償却累計額        | △32,274        |
| 無形固定資産         | 6,711          |
| 顧客関連資産         | 1,943          |
| のれん            | 2,921          |
| ソフトウェア         | 1,729          |
| その他            | 118            |
| 投資その他の資産       | 37,114         |
| 投資有価証券         | 30,139         |
| 退職給付に係る資産      | 1,967          |
| 繰延税金資産         | 2,081          |
| 敷金及び保証金        | 1,385          |
| その他            | 1,687          |
| 貸倒引当金          | △147           |
| <b>資産合計</b>    | <b>352,134</b> |

| 科目              | 金額             |
|-----------------|----------------|
| <b>負債の部</b>     |                |
| 流動負債            | 104,738        |
| 支払手形            | 1,538          |
| 工事未払金           | 57,199         |
| 短期借入金           | 16,789         |
| 未払金             | 3,405          |
| 未払法人税等          | 3,281          |
| 未成工事受入金         | 4,670          |
| リース債務           | 3,371          |
| 工事損失引当金         | 959            |
| 賞与引当金           | 7,515          |
| 役員賞与引当金         | 120            |
| 完成工事補償引当金       | 7              |
| その他             | 5,878          |
| 固定負債            | 28,685         |
| 長期未払金           | 213            |
| リース債務           | 7,607          |
| 繰延税金負債          | 1,650          |
| 再評価に係る繰延税金負債    | 41             |
| 役員退職慰労引当金       | 128            |
| 株式報酬引当金         | 282            |
| 退職給付に係る負債       | 17,635         |
| 資産除去債務          | 172            |
| その他             | 953            |
| <b>負債合計</b>     | <b>133,424</b> |
| <b>純資産の部</b>    |                |
| 株主資本            | 210,559        |
| 資本金             | 7,000          |
| 資本剰余金           | 69,399         |
| 利益剰余金           | 135,546        |
| 自己株式            | △1,386         |
| その他の包括利益累計額     | 4,863          |
| その他有価証券評価差額金    | 4,967          |
| 土地再評価差額金        | △98            |
| 為替換算調整勘定        | △281           |
| 退職給付に係る調整累計額    | 276            |
| 非支配株主持分         | 3,287          |
| <b>純資産合計</b>    | <b>218,710</b> |
| <b>負債・純資産合計</b> | <b>352,134</b> |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

## 連結損益計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

| 科目              | 金額    |         |
|-----------------|-------|---------|
| 完成工事高           |       | 441,166 |
| 完成工事原価          |       | 388,991 |
| 完成工事総利益         |       | 52,174  |
| 販売費及び一般管理費      |       | 30,181  |
| 営業利益            |       | 21,993  |
| 営業外収益           |       |         |
| 受取利息            | 158   |         |
| 受取配当金           | 906   |         |
| 保険解約返戻金         | 175   |         |
| 持分法による投資利益      | 47    |         |
| その他             | 427   | 1,716   |
| 営業外費用           |       |         |
| 支払利息            | 54    |         |
| 為替差損            | 262   |         |
| その他             | 183   | 501     |
| 経常利益            |       | 23,207  |
| 特別利益            |       |         |
| 固定資産売却益         | 406   |         |
| 投資有価証券売却益       | 56    | 463     |
| 特別損失            |       |         |
| 損害賠償金           | 14    |         |
| 固定資産売却損         | 4     |         |
| 固定資産除却損         | 106   |         |
| 投資有価証券売却損       | 62    |         |
| 投資有価証券評価損       | 40    |         |
| 事業再編費用          | 41    |         |
| その他             | 67    | 338     |
| 税金等調整前当期純利益     |       | 23,332  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 8,325 |         |
| 法人税等調整額         | △574  | 7,751   |
| 当期純利益           |       | 15,581  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |       | 360     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |       | 15,220  |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

## 貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目          | 金額      |
|-------------|---------|
| <b>資産の部</b> |         |
| 流動資産        | 32,020  |
| 現金預金        | 10,034  |
| 短期貸付金       | 17,008  |
| 未収入金        | 4,962   |
| その他         | 14      |
| 固定資産        | 134,220 |
| 有形固定資産      | 30      |
| 建物          | 21      |
| 工具、器具及び備品   | 9       |
| 無形固定資産      | 11      |
| ソフトウェア      | 10      |
| その他         | 0       |
| 投資その他の資産    | 134,178 |
| 関係会社株式      | 121,579 |
| 長期貸付金       | 12,501  |
| 繰延税金資産      | 45      |
| その他         | 52      |
| 資産合計        | 166,240 |

| 科目           | 金額      |
|--------------|---------|
| <b>負債の部</b>  |         |
| 流動負債         | 52,471  |
| 短期借入金        | 16,500  |
| 未払金          | 101     |
| 未払費用         | 154     |
| 未払法人税等       | 1,474   |
| 未払消費税等       | 45      |
| 預り金          | 34,157  |
| その他          | 37      |
| 固定負債         | 41      |
| 株式報酬引当金      | 41      |
| 負債合計         | 52,512  |
| <b>純資産の部</b> |         |
| 株主資本         | 113,727 |
| 資本金          | 7,000   |
| 資本剰余金        | 98,963  |
| 資本準備金        | 2,000   |
| その他資本剰余金     | 96,963  |
| 利益剰余金        | 9,150   |
| その他利益剰余金     | 9,150   |
| 繰越利益剰余金      | 9,150   |
| 自己株式         | △1,386  |
| 純資産合計        | 113,727 |
| 負債・純資産合計     | 166,240 |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。

## 損益計算書 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

| 科目           | 金額    |       |
|--------------|-------|-------|
| 営業収益         |       |       |
| 経営管理料        | 1,720 |       |
| 関係会社受取配当金    | 6,824 | 8,545 |
| 営業費用         |       |       |
| 一般管理費        |       | 1,822 |
| 営業利益         |       | 6,723 |
| 営業外収益        |       |       |
| 受取利息         | 181   |       |
| 未払配当金除斥益     | 6     |       |
| その他          | 17    | 205   |
| 営業外費用        |       |       |
| 支払利息         | 19    |       |
| 支払手数料        | 37    |       |
| その他          | 0     | 57    |
| 経常利益         |       | 6,871 |
| 特別利益         |       |       |
| 抱合せ株式消滅差益    | 1,398 | 1,398 |
| 特別損失         |       |       |
| 抱合せ株式消滅差損    | 105   |       |
| その他          | 0     | 105   |
| 税引前当期純利益     |       | 8,164 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 71    |       |
| 法人税等調整額      | 1     | 72    |
| 当期純利益        |       | 8,091 |

(注) 記載金額は百万円未満を切捨表示しております。



## 独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

株式会社ミライト・ホールディングス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 永井 勝 ①  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 春山 直輝 ①  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミライト・ホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミライト・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

株式会社ミライト・ホールディングス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 永井 勝 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 春山 直輝 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミライト・ホールディングスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書謄本

## 監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に則って、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

株式会社ミライト・ホールディングス 監査役会

|              |       |   |
|--------------|-------|---|
| 常勤監査役        | 桐山 学  | ㊟ |
| 常勤監査役（社外監査役） | 関 裕   | ㊟ |
| 監査役          | 細川 雅由 | ㊟ |
| 監査役（社外監査役）   | 石川 千晶 | ㊟ |

以上

# 株主総会会場 ご案内図

会場 株式会社ミライト・ホールディングス 7階会議室  
〒135-8111 東京都江東区豊洲五丁目6番36号  
(豊洲プライムスクエア内)



## 交通のご案内

- 東京メトロ 有楽町線 豊洲駅 6 a 出口から徒歩約3分
- ゆりかもめ線 豊洲駅から徒歩約3分

(注) 駐車場及び駐輪場の用意はいたしておりませんので、お車等でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 ミライト・ホールディングス

電話：03-6807-3111 (代表) URL：https://www.mirait.co.jp/



環境保全のため、  
植物油インキを使用して  
印刷しています。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。